



どう変わる？ 障害者権利 条約が発効

2006年12月13日の国連総会において採択された「障害のある人の権利に関する条約」(障害者権利条約)が、20力国の批准を経て今年5月3日に発効となった。条約の制定が国際的に提起されてから20年。条約によって障害者を取り巻く状況や開発途上国の障害者支援はどう変わるのか。

協力=長瀬修・東京大学経済学研究科特任准教授
Nagase Osamu
1959年青森県出身。上智大学外国語学部英語学科卒業。オランダ国立社会科学大学院大学(ISS)政治学修士課程修了。83~86年、青年海外協力隊員としてケニアで活動。議員秘書、国連事務局障害者班専門職員、東京大学先端科学技術研究センター特任助教授を経て、2006年4月より現職。知的障害者と家族の国際NGO・Inclusion International理事。著書に「障害者への招待」(明石書店)、「障害者の権利条約と日本」(生活書院)など。

Q 障害者権利条約が策定された背景と、採択に向けた動きとは？

A 1981年の「国際障害者年」以来、障害者の権利を守り差別をなくすための国際条約の策定が何度か提案されましたが、当時は、障害者問題は各国の社会福祉上の課題であり、国際的な人権条約になじまないという意見が多く、採択には至りませんでした。その後93年に国際的なガイドラインである「障害者の機会均等化に関する基準規則」が発表され、2001年、政府内の障害者運動のリーダーに牽引されたメキシコが、国連総会で条約作りを改めて提案します。その結果、策定に向けた特別委員会が設置され、多くの議論を経て、06年の採

択に至ったのです。国際社会には、障害者の権利を含む、すべての人々の基本的人権をうたったさまざまな条約がありますが、実際は障害者を取り巻く状況には依然多くの困難があります。「女性差別撤廃条約」や「子どもの権利条約」と同様に、障害者のための権利条約を個別に作る必要があるとの声が高まっていたことが、条約採択の背景として挙げられます。

Q 条約の内容と意義は？

A 条約は、人として誰もが享受すべき普遍的な権利を障害者の観点から示したもので、例えば公共施設・サービスの利用、情報へのアクセスなどの保障(第9条)、差別なく平等に教育や生涯学習を受け

る権利(第24条)、十分な食料や衣類、住居などの生活水準の確保(第28条)などが含まれています。核心となるのは、障害者に対する差別とは何かという点です。例えばスポーツクラブに入る際、「障害者だからだめ」と断ることが差別に当たるとは言うまでもありませんが、ここでは通常の活字の会員規約を視覚障害者に渡して、「これを読んでおいてください」と頼むのも差別に当たります。読んで伝える、電子メールで送りパソコンの音声化ソフトを使うようにするなど、障害に応じた配慮、つまり「合理的配慮」を行い、彼らが障害を意識せずに生活できる社会を築くことを、この条約ではうたっています。

Q 採択までの議論の争点と今後の動向は？

A 焦点となったのは、障害者を取り巻く現状を開発の問題ととらえ、改善するには発展から取り残されてきた開発途上国への「開発援助」が不可欠とする意見でした。これを途上国側が強く支持し、条約に「国際協力」という条

また、かつて障害者をめぐる議論で発言するのは、身体・視覚・聴覚障害を持つ人々が中心でした。精神・知的障害者の声は、その家族が代弁する形が多かったのです。今回の条約交渉の過程では、精神・知的障害者自身がリーダーシップを発揮し、策定に貢献しました。これは前例のない大変有意義なことだと思います。

Q 障害者支援においてJICAに求められることは？

A 障害者の人材育成にJICAはこれまで大きく貢献してきました。アジア太平洋地域では障害者自身のエンパワメントとバリアフリー社会の促進を進めています。今年1月には知的障害者の方がJICAの専門家としてタイに派遣され、ワークショップを行いました。知的障害者自身が専門家として国際協力にかかわるのは、世界でも初めての例でしょう。JICAはこれらの経験や実績を一つのモデルとして、また日本の取り組みとして、さらにアピ

くの国がそれまでに条約を批准しようとするでしょう。この委員会に、障害者が何人入るのかが、今一番の関心事です。

Q 条約の批准に向け日本は何をすべきですか？

A 日本政府は、07年9月に署名しましたが、条約の批准はまだしていません。批准するには、国内の法律が条約の水準に合致するよう改善が必

Q 国際協力における障害者支援の在り方は？

A 途上国では、障害者が深刻な貧困問題に直結しています。要です。日本の場合、障害者の基本法がありますが、合理的配慮の欠如が障害者差別であるという定義が欠けています。差別に対する救済や罰則もないので、この部分を見直していくことが求められます。

障害者の多くが教育や就業の機会に恵まれず、適切な保健やリハビリテーションを受けられないままです。そんな中で、裨益者一人一人の「人間の安全保障」を重視する最近の開発の流れは、障害者の権利保障を進める上で大変望ましいものです。条約が採択され、国際協力の意義が明確化されたことで、国際協力の推進がより期待され

ます。障害者権利条約は、開発と障害者の人権を結びつける役割を担っているのです。また今後は、国際協力への障害者自身の参加がより大切になります。例えば学校建設の際にバリアフリー化を同時に進めるなど、生活環境改善や教育の普及、雇用促進などのあらゆる支援の場において、裨益者としての障害者の視点を導入していくべきです。ま

た裨益者としてだけでなく、障害者としての視点を生かし、プロジェクトの実施側として彼らが参加できるような枠組みづくりも必要です。

障害のある人の権利に関する条約 Convention on the Rights of Persons with Disabilities

「第32条 国際協力」の条文

(2008年4月19日付、川島聡氏、長瀬修氏による仮訳)

- 締約国は、この条約の目的及び趣旨を実現するための国内的な努力を支援するものとして国際協力及びその促進が重要であることを認めるものとし、これに関しては、国家間において、並びに適切な場合には国際的及び地域的な関係機関並びに市民社会特に障害のある人の団体と共同して、適切かつ効果的な措置をとる。このような措置には、特に次のことを含むことができる。
 - 国際協力(国際的な開発計画を含む)が、障害のある人にとって、インクルーシブかつアクセシブルであることを確保すること。
 - 特に、情報、経験、訓練計画及び最良の実践の交換及び共有を通じて、能力形成を容易にしかつ支援すること。
 - 研究における協力並びに科学的及び技術的知識へのアクセスを容易にすること。
 - 適切な場合には、特に、アクセシブルな支援機器(福祉機器)へのアクセス及びその共有を容易にすることにより並びに技術移転を通じて、技術援助及び経済援助を提供すること。
- この条の規定は、この条約に基づく義務を履行する各締約国の義務に影響を及ぼすものではない。

(解説) 第32条では、障害者の権利を守ることは基本的には各国の国内的努力が中心であり、「国際協力」はその国内的な努力を支援するものと位置付けている。(a)で政府開発援助(ODA)をはじめとする国際的な開発計画や国際協力が障害者を排除しないことを求め、(b)では能力強化の重要性を指摘。2によって締約国が「国際協力がないから義務を履行できない」という「言い訳」ができないよう働きを刺している。



ジャマイカ、ハンガリー、パナマ、クロアチア、キューバ、インド、ガボン、バングラデシュ、南アフリカ、スペイン、ナミビア、ニカラグア、エルサルバドル、メキシコ、ベルム、ギニア、サンマリノ、ヨルダン、チュニジア、エクアドル、マリ、エジプト、ホンジュラス、フィリピン、スロベニア、カタール、ケニア(批准順、計27カ国、08年6月9日現在)

90年代には、男女平等の視点を開発に組み込む「ジェンダー主流化」が進みました。同様に、今度は障害者の主流化をJICAがリードしてほしいと思います。JICAの事業のさまざまな場面で障害者が活躍する日が来ることを大いに期待しています。

※2002年よりタイでアジア太平洋障害者センターの設立と技術移転などを実施中。